

Title	〔労働法 三三〕組合員の選挙運動資金徴収拒否と組合統制
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会訴訟法研究会(Shakai soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.1 (1967. 1) ,p.120- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670115-0120">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670115-0120</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

タイムズ三三三号五四二頁)、否定説は、総会が株主によつて招集されるのは、取締役、監査役等の解任を目的として招集されることが多く、しかも取締役会が招集に同意しないのに、これを強行するのであるから、この場合にも定款に規定する者が議長となるのは妥当でなく、この場合には、その総会で別に議長を選任すべきであるというのである(星川・前掲論文一八頁、西原寛一「株主総会の運営」株式会社法講座三巻八六一頁、大隅・前掲書四一頁、蓮井良憲「株主総会の議長」政経論叢七巻一号一五一頁、広島高裁昭和三五年一月三十一日決定・下級民集一一巻一〇号三三二九頁)。

私はかかる定款の規定は、取締役会の招集による通常の総会を予定したと考えるため、少数株主により招集された場合は、この規定の適用はないと思う。

以上の如く解することによつて、本件株主総会が少数株主による総会であることから、かかる定款規定が適用されないとして、右規定によらずに、総会であらためて議長を選出すべきだとした本件判旨は正当である。

なお、本判決については、西迪雄氏の前掲論文、及び清水湛氏の「前掲論文のあることを付記する。」(米津 昭子)

## 〔労働法 三三三〕 組合員の選挙運動資金徴収拒否と組合統制

【事実】 申請人A、B、C三名の者は、関西電力労働組合(以下単に「労組」という)に所属する組合員である。昭和三九年一月二二日、労組は昭和四〇年に参議員選挙が行なわれることを予定し、この準備のために組合員一人当り一〇〇円の割合による上部団体電労連への上納金と参議院議員地方区選挙のための五〇円および恒常的な政治活動基金に充当される五〇円合計二〇〇円を組合員一人当り

から昭和四〇年一月賃金より徴収することを同日開催の第七一回本部委員会において承認決定し、同時に一般指令一号として下部組織に伝達した。なお右選挙資金は、第一三回本部大会において電労連が推せんを決定した全国区X候補者あるいは地方区候補者のために支出されることが決定されていた。すなわち本件臨時費二〇〇円は、そのうち一五〇円が昭和四〇年行なわれる参議院議員選挙資金に充

(関西電力労組事件  
大阪地裁昭和四〇年(判)第二六八〇号  
昭和四一年三月三十一日判決)

当されるものであつた。

ところがA、B、C三名の者は、前記各候補者が所屬する特定政党および候補者とその政治的信条を異にしているうえ、臨時費の納入を組合員に強制することは、労働組合の性格からみても疑義あることを理由として、徴収を拒否した。そこで関労は、組合員の懲戒に關して規定する組合規約をA、B、Cに適用するのであるが、右組合規約は、その第六八条において組合員の懲戒について規定し、同条第一項は、「綱領、規約及び決議に違反した時」を懲戒理由と規定し、同規約第六九条は、組合員の懲戒処分の種類として、警告、譴責、権利停止および除名の四種類を定めている。関労の組合は、申請人三名の者に対し、右組合規約を適用し、選挙資金徴収拒否行為を第六八条第一項に該当するものとし、一カ年の権利停止処分にしたのである。そこで申請人三名の者は、右組合の処分を不服とし、以下の理由によつて法廷において争つた。第一は、本件承認決議および一般指令一号は組合員に対する法的拘束力を有せずA、B、C三名の行為は規約上の懲戒事由に該当しない。その理由は、労働組合は政治的思想的立場の一致にもとづいて団結する組織ではない。したがつて組合員の多数が特定の政党を支持している場合においても、組合がそのことを理由に組合員に特定政党支持を義務づけたら、また特定政党の候補者のための選挙運動資金に用いる目的で、組合は強制的に右資金を徴収することができその違反に対し組合で定める懲戒を組合員に加えることは許されない。

第二点は、かりに右主張が理由がないとしても、本件懲戒処分は

統制権の濫用である。組合の統制権は、労働組合が組合員の労働条件や経済的地位の向上をはかり、資本からの圧力に対抗して団結を保持して行く上に必要な限度でその発動が許されるものである。そして本件一般指令一号は、組合員から再三関労の機関宛に異議を申立て再検討を要請し、とくに政治活動基金五〇円は支払う旨申し出たが、そのほかの一五〇円については多くの反対者があり、各支部、分会のなかでもなお再検討や職場討議を要請した者がいたにもかかわらず、組合幹部は右の実状のなかで何一つ適切な方法をとらず、本部指令であるとの形式論で押しとおした。また臨時費徴収にあつては、これに反対する少なからぬ組合員を懲戒に付している事実も見逃すことができません。以上諸事実を考慮すれば、本件懲戒処分は、まさに統制権の濫用であるとし、A、B、C三名の組合員は、組合の処置について争うのである。この結果本件判決は、組合が申請人らに対して昭和四〇年六月一〇日になした組合員としての権利停止処分の効力を停止する旨の仮処分判決を出した。

【判旨】判旨は、組合活動と政治活動とりわけ組合員個人の政治的信条と組合との関係について論旨を集中し、右問題に焦点をあわせながら論旨を展開し、A、B、C三名の申請人の行為は組合規約第六八条第一項に該当しないとす。判旨の概略を紹介するとつぎの通りである。

「労働組合は、本来組合として政治活動を行うことができ、したがつて特定政党とそれに所屬する特定候補者を支持することもできるけれども、その意思決定は、その所屬組合員個人の政治的信条

(良心)に基く政治活動ことに政党支持の自由を一般的包括的に制限禁止するものではないことを要し、これに抵触しない限り、この意思決定に基いて、特定政党ないし特定候補者のための選挙運動資金を含む政治活動の費用を支出することのできるものであることは勿論、このような費用として支出するために、組合機関の決議をもつて臨時費等の組合費として徴取することもまた許されるべきものであり、その徴取決議に違反したものに對しては、組合規約の定めるところによりこれを処罰することもできるものである」として、その一般論について述べる。つづいて「しかしながら、この組合の意思決定(組合機関の決議)に同調しない組合員のうちその政治的信条(良心)にしたがつてかかる組合費の納入を拒む者については、かかる政治的信条(良心)が憲法第十九条、第二一条に定める思想及び良心の自由とこれに基く表現の自由に関するものであることに鑑みるときは、その納入を拒むことについて特別の免責事由があるものと解すべきであるから、かかる者に対してはその違反がないことに帰し、これを処罰することもまた許されないものである」。「申請人らが、右のように本件臨時費の納入を拒んでいるのは、その主たる支出目的である関労の支持する特定政党の特定候補者と政治的信条を異にしていて支払えない、というのであるから、その納入を拒むことについて特別の免責事由があることとなり、右規約第六八条第一項に定る『決議に違反した時』に当たらないので、これに該当するとしてなした本件懲戒処分は無効である」とする。

なお仮処分の必要性については、「申請人らは、従来から積極的な

組合活動家であり、また本件処分により役員選挙権、被選挙権、大会その他の会議における発言等組合員としての基本的権利の行使を現に停止されていることが認められ、本件懲戒処分に関する本案判決の確定をまつていては、権利停止期間の事実上の徒過により救済の機会を逸して著しい損害を受けることが明かであるから本件懲戒処分の効力を仮りに停止する」としその必要性を是認している。

【研究】 結論に賛成であるが判旨にはなお研究すべき余地がある。

一 この判例は、三つの重要な問題を内含している。第一は、労働組合の政治活動の限界について、第二は労働組合の統制の性格と限界について、第三は、労働組合内における個人組合員の政治的信条についてなどいわずに労働組合運動と組合との本質的問題とみられる諸点について判断が行なわれる。わが国の労働組合は、使用者なり政府の労働組合に対する態度に対応するため、かなりむき出しの政治活動をせざるをえない状態に追込まれている。戦後労働組合運動が、法認されていまだ日浅く、労働組合運動ひいては団結権なり団体交渉権なりが、一般に諸外国と比較し十分といえるまでに理解されていない現状において労働組合運動が、その政治活動をむきだしにして自己の主張を貫徹しなければならない事情は、十分に理解できるところである。かつまた政治と経済の癒着状態は、現代経済社会においてその接着程度をますます強くしている。したがって組合は、自己の経済的要求を達成するためには、場合によつてかなり積極的な政治活動を展開しなければならないこともあろう。組合が

一体をなして政治活動を展開してゆく場合、組合員の政治的信条は、いかなるかたちでそこに生かされるのであろうか。いうまでもなく個々組合員の政治的信条が、組合活動としての政治活動に反映し、この支柱となつていなければならないが、本件のように政治的信条が、組合の政治活動と対立する場合がある。そこに問題性が表われてくる。組合の政治活動といつても、政治目的をその主目的として展開する組合活動と本件のように選挙制度のもとにおいて行なう政治活動とがあり、この両者はかならずしも明確に区別しうるのでないが、ただ選挙制度のもとにおいて行なわれる組合活動としての政治活動は、組合員個人が選挙において許されている個人としての行為たとえば個人として選挙運動を行なうとか、投票権を行使するとかそうした行為は、組合活動とかなり性格を異にしたものといえるようである。本件においては、右の行為と組合統制とが問題となつているのであるが、組織のなかにおける人間像を選挙制度を通していかに理解したらよいか、人間が固有にもつている基本的権利は、組織のなかにおいていかなるかたちで把握され、保障されてゆくべきものなのか、いわば右のような基本的問題が十分に考慮されなければならない。しかし他面組合活動としての政治活動は、既に指摘したようにますますその重要性を増大しつつある。組合が政治活動に専念することは、決して労働組合としてあるべき姿ではないが、さりとて労働組合活動として労働者の労働条件の向上を意図して政治活動を行なうことは、許容されるものである。しかし現在における政治原則なり、選挙制度なりに根本から違反してなお組

合が政治活動を行ないうるものとはいえず、そこにおのずから限界があるというべく、組合の政治活動に対して一定の限界を画することはかなり困難であるが組合員に対する影響、組合員の意思などを考慮しながらその限界を現実的に決定することが必要である。かくて問題は、おのずから組合員個々の意識の問題へと移行してゆくのであるが、そのまえになお組合の統制権がいかなるものであるか、統制権のおよぶ限界はどこにあるかなど、本件において必要なぎりにおける組合統制の問題を考察してみることが必要である。政治活動の分野においてその統制権は、いかなる機能をはたすものであるかを考察することを最終の考察点として、組合統制を考えるのがつぎの論点でなければならない。

二 労働組合は、一つの統制権を保有することは何人といえども肯定するところである。使用者と対等性を確保するため、組合は、自己の組合員に対して多種多様な内容をもつた統制権を行使するであろう。この統制権は、組合のおかれていられる社会一般の団結権なり団体交渉権あるいは争議権なりの認識程度によつてさまざまなかたちで表われざるをえない。組合統制権が、まつたく過去の遺物的存在として観念されている国家社会もあるであらうし、統制権とユニオン・ショップとを一つにすることによつて、いわば組合員の脱退、分裂あるいは自由な行動を敢しく統制しなければならないようなわが国のような場合もあるであらう。統制権は、団結権にその法的根拠をおく組合の権利であつて、統制権の行使は、そのまま団結権の行使に結びついてゆくのであるから、権利行使として濫用におよば

ないかぎり正当なものといふことができる。そして統制権は、組合の権利として組合員を拘束することが権利の本体を構成しているのであるから、濫用になるかならないかの限界は、組合員の意思反映を一つの基準として判断しなければならぬ性質のものである。すなわち統制権によつてつらぬかれる一定の組合員に対する作為、不作為の行為の要請について末端組合員のなかにおいていかなる程度にわたつて意見反映が行なわれたか、そしてどの程度にわたつて組合員のなかにおいて討議が尽されたかが、統制権の強弱を決定するもつとも重要な基準といわなければならぬ。末端組合員の討議を最大公約数として吸収するかあるいは反映するかしないで行なわれる組合幹部による一方的統制の押しつけは、明確に團結権を支えている各組合員の意欲の欠如を物語るものであり、統制の内容が、組合員個人の権利に関係するものである場合においては、その事項についての統制権は、失効しているかあるいはこれを強要することは濫用になるし、組合の民主性 (Union Democracy) は喪失し、組合員個人に対するかぎり、組合本来の統制は及ぶべくもない。本件においては、各組合員からの要請として再検討すべきことが、かなり強く主張されていたようである。そして第一三回定期大会においては、組合原案の政治基金規定が、再度次期大会において提案されることだけが決定され、原案そのものは大会で決定されていなかった。それにもかかわらず本部執行委員会は、従来は任意的カンパであつたにもかかわらず、この事実を無視して委員会決定のみをもつて二〇〇円の強制的選挙資金の徴収を決定している。右の事実のなかには、

末端組合員の意思を委員会決定に反映したと推察できるならんの根拠もなくかつその努力も執行委員の間において行なわれていない。したがつて右のような事情のもとにおいて決定された指令第一号は、かなり問題性を内含しており、統制権をもつて強要できるだけの法的根拠に乏しく、指令第一号は、指令という形式をとりながら、いわば一つの委員会における決定事項の通知であるにすぎず、統制権をもつて組合員に強制できる性質のものでないといえよう。まして従来選挙資金については、任意的徴収が慣行化している組合内部において、大会で否決再提案ということになつていゝ事情も無視して一方的に委員会で決定し、この決定事項を組合統制を背景として組合員に強制することは、明らかに統制の枠から外れた行為であり、指令であつたというのが妥当であろう。判旨は、この点すなわち統制の問題については、ほとんど触れていないが、組合統制の本質を見逃しているわけではあるまいが、右の論議を述べなかつたことは判旨の展開において十分論議を尽したとはいえない。

三 個人の政治的信条は、公共の福祉に反しないかぎり何人といへどもこれを犯すことができないわけである。判旨が指摘する法的根拠は、憲法第十九条と第二一条とであり、「思想及び良心の自由」とこれに基く表現の自由」に関するものである。当事者の主張には右の権利が選挙に関連したものであることが述べられており、選挙活動および選挙制度とも関連づけてこれを考察する必要がある。ところで選挙と組合活動とは、密接な関連性を持つており、たとえば選挙人名簿の登録に組合が関与するアメリカの場合には、選挙制度

がいちじるしく異なるわが国の状態からすれば、奇異な印象を受けないわけではないが、選挙そのものに対する組合のバック・アップは、きわめて強力であるといえる。そこで組合が選挙そのものに関与することは、法制度の許すかぎり、なんら不当なものといえないが、組合が選挙に関与したり、特定の候補者を応援することがあつたとしても、それがただちに個々組合員の活動を拘束するという結論にはならないであろう。ただ問題となるのは、右の組合の統一された方針にあくまでも個人の行為を引きつけ、右行為を拘束しうるものであるかどうかということである。フランスにおいては、組合が政治活動を展開することは、きわめてしばしばありうることであるが、組合の政治活動と個人の選挙活動たとえば投票するとか資金カンパをするとかいう場合を区別して考えるのが普通である。集団的組合運動としての限界もしくは組合統制の限界は、個人が自主的に行なう選挙活動にはおよばないとする一定の限界を画している (Dr. Briquet, *Associations et syndicats*, 1963, p. 25)。つまり個人的な選挙に関する積極行為は、組合の選挙活動に優先して考えられなければならぬとする個人の自由主義を最大限選挙について認めようとする考え方による。

本件において申請人 A、B、C 三名の者は、臨時選挙資金の徴収を拒否しているわけで、判旨にしたがえば右行為は、憲法第一九条および第二一条により「その納入を拒むことについて特別の免責事由がある」としているのであるが、団結権および団結統制の限界からしても徴収を拒否するについて正当な事由ありといえるのではあ

るまいか。申請人が主張するように労働組合の経済目的性を強調することは、政治と経済との関係が密接な関係にある現在において、個人労働者の政治活動を制約することについての有力な理由とみることもできず、説得力に乏しい主張である。組合は、個人組合員の基本権を無視してまで自身の統制力を強制し、これを実行することはできないわけであり、この点判旨の論理には賛成である。しかしこれに加えて労働組合は、労働者の利益と基本権とを擁護する団体であり、労働者各人の基本権たとえば選挙の投票とか選挙資金の献金まで組合の統制力をもつて一定の方向ないし特定の候補者に規制しうるものでないと考えられる。かりに右の統制力が個々組合にまでおよぶものであるとすれば、それは団結の性格と目的に矛盾しているというはかない。

四 以上述べたように本件における判旨はいまだなお考察すべきものをもつているが、その結論には、賛成であり、本件において組合が選挙資金徴収を拒否した組合員を懲戒処分に付することは、なんとしても組合幹部の団結に対する過信であり、統制権の濫用というほかないであろう。つぎにその必要性についてみると、労働組合の一カ年にわたる権利停止は、A、B、C などが熱心な組合活動家であることをかながみると、申請人らに回復しがたい打撃を与えるものであることにおいて、そしてこれを停止したからといって労働組合が決定的打撃を受けるとも考えられないので、右必要性は、認められる。最後に判旨に対しなお認定事実を明確にするよう要望したい。

(阿久沢 龍夫)